

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年 8 月 3 日 |
| 【会社名】 | 江崎グリコ株式会社 |
| 【英訳名】 | EZAKI GLICO CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 江崎 勝久 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市西淀川区歌島四丁目 6 番 5 号 |
| 【電話番号】 | 大阪06 (6477) 8404 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経理部長 松本 節範 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区高輪四丁目10番18号 |
| 【電話番号】 | 東京03 (5488) 8146 |
| 【事務連絡者氏名】 | グループ広報部(東京) 古川 千春 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 295,065,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 江崎グリコ株式会社 首都圏統括支店 (東京都港区高輪四丁目10番18号) 江崎グリコ株式会社 中部統括支店 (名古屋市東区東大曾根町22番28号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成27年8月3日付で四半期報告書を提出したことに伴い、平成27年7月30日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照情報に追加するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第110期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）平成27年6月25日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成27年7月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成27年6月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第110期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年7月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、参照書類である有価証券報告書に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日（平成27年7月30日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第110期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）平成27年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第111期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）平成27年8月3日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成27年7月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成27年6月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第110期有価証券報告書および事業年度111期第1四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年8月3日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、参照書類である有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年8月3日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

以上